

## 事務局報告

日本植生史学会 2000 年度第 2 回幹事会議事録

日時：2000 年 5 月 27 日 13：00-16：50

場所：国立歴史民俗博物館

出席者：鈴木会長，辻事務局長，田川庶務幹事，能城編集委員長，木村行事委員長，大井情報データベース副委員長（欠席：江口会計幹事，百原編集副委員長，半田行事副委員長，高原情報データベース委員長，松下渉外幹事）

報告及び協議事項

### I. 庶務

1) 会員数および，入会申込や照会を数件受けていること  
の中間報告があった。

### 2) 日本学術会議関係

第18期学術会議会員の推薦について，辻事務局長から，過日，推薦人会議に出席し，第4部(地質科学総合研究連絡委員会)の会員候補を選出した旨の報告があった。なお，推薦された学術会議会員候補については，学術会議が公表するまでは各学術団体は公表を禁じられていることが申し添えられた。

### II. 会計

資料に基づき会計中間報告があった。

### III. 編集

1) 植生史研究第 8 巻 1 号の編集報告があった。

2) 第 8 巻 2 号以降の編集状況について報告があり，原稿督促等についての助言が会長ほかの幹事からなされた。

### IV. 行事

1) 第 14 回大会を 1999 年 12 月 4 日，5 日に千葉大学園芸学部で開催したことが報告された。

2) 第 18 回植生史談話会を 2000 年 3 月 23～26 日に広島大学で行われた日本生態学会大会の自由集会として開催したこと，話題提供者として予定していた中静氏が急用で参加不可能となり，金沢大の鎌田直人氏に急遽，話題提供を依頼したことが報告された。

3) 第 15 回大会を 2000 年 11 月 25 日，26 日に滋賀県立琵琶湖博物館で開催するにあたって，実務担当者との連絡を密にすべき時期であることを確認したうえで，意見交換・情報交換を行い，行事委員会への助言とした。

4) 第 19 回植生史談話会を 2001 年 3 月熊本大学で行われる日本生態学会大会の自由集会として開催する件について意見交換・情報交換を行った。

5) 第 16 回大会を 2001 年 11 月または 12 月に開催する件について，岡山理科大学を会場候補地に挙げ，当地の本会会員に開催を打診し，連絡や調整等の準備を始めることとした。

### V. データベース

国内外の植生史学関連データベースの構築状況について調査を続行していると報告があった。また，学会が主体となってデータベースを構築(維持・公開)するよりも，すでにデータベースを構築したり，構築しようとしている個人・グループを支援することが学会の活動としては相応しいのではないかという見通しが報告された。

### VI. 規約改正について

協議の上，規約改正案を決定した。

### VII. 塚田氏原稿問題の経過報告について

別に以下に記す。

「塚田論文問題」についての経過報告および会長所感

表記につきましては，去る 1999 年 12 月 5 日の総会決定をふまえ，五木田彬弁護士を学会の代理人に選任して処置を行って参りました。

これらの処置につきましてはいくつかすでに途中経過をご報告申し上げておりますが，この度，概ねの決着を見ましたのでここにまとめてご報告申し上げます。

日本植生史学会 会長 鈴木三男

### 経過報告

1. 1999 年 12 月 14 日に，1999 年 12 月 5 日の総会決定をふまえ，五木田彬弁護士を学会の代理人に選任した。

2. 1999 年 12 月上旬に幹事会議事録，評議員会議事要録，総会議事要録のそれぞれの案を関係する幹事，評議員に送付し，検討修正し，同年 12 月 22 日に確定した。

3. 安田喜憲氏代理人宇井正一弁護士より 1999 年 12 月 14 日付けで同年 11 月 18 日付書状(最初の安田氏書簡)に対する回答の督促があったが，同年 12 月 21 日付で五木田弁護士より宇井弁護士へ現在議事録等の確定中であり，確定次第，回答する旨の返事を出した。

4. 2000 年 1 月 11 日付で宇井正一弁護士あてに学会の回答書簡を送った。同時に事務局から幹事会議事録，評議員会議事要録，総会議事要録，編集委員会要録および編集委員長所感(以上，植生史研究 8 巻 1 号事務局報告に掲載済)を宇井正一弁護士あてに送付した。

5. 2000 年 1 月下旬に宇井正一弁護士から五木田弁護士に代理人同士の意見交換の申し入れがあり，2 月 7 日に面会した。その結果について同日付けで五木田弁護士から学会長宛に文書により報告があった。その内容は概略次の通りである。

(1) 相手方弁護士より，塚田論文に対して安田氏の反論を植生史研究に投稿する，塚田氏の再反論が予想されるが，

それが「程度の低い誹謗中傷」になる恐れがあるので、そうならないように学会として塚田氏に指示なり、指導なりをして欲しいとのことであった。

(2) これに対して五木田弁護士からは、安田氏の反論の投稿があれば、編集委員会が規定に則り審査して採否を決すること、学会の性質上、塚田氏に投稿内容を指示・指導することは出来ず、塚田氏からの再反論の有無、内容については学会としては保証できないこと、を述べた。さらに、学会から今次の問題で代理人を引き受けたものとしては、学会が今次の塚田氏と安田氏の紛争に巻き込まれたことに迷惑を感じており、こうした学会の迷惑感が今後の学会の活動において何らかの影響を及ぼすこともあるという感触を持っていることを付け加えた。

(3) 以上の内容で話し合いは終わり、代理人相互の交渉は決着した。

6. 上記の代理人同士の話し合いの決着を受けて、学会としては今次の問題は一応終結したと判断した。

以上

#### 問題の総括と今後の対応（会長所感）

以上、植生史研究第7巻第1号に掲載の「塚田松雄：図説日本列島植生史から引き出せる事実と吟味」に端を発した問題は、第一にこれまでの幹事会をはじめとして、編集委員会、そして学会それ自体の運営について再検討する機会となりました。第二には安田喜恵氏より寄せられた抗議への対処を余儀なくされました。

安田氏の抗議への対処は学会としてははじめての経験で、大変神経を使いました。しかし、皆様のご理解とご協力をもちまして、上記の経過にありますように、概ねの決着を見ています。その内容は五木田弁護士からの報告にあります。要は、学会としては特別には何もする必要がないこととなります。安田氏から反論の投稿があった場合、それを編集委員会は規定に従って審査して掲載の可否を決定し

ていただき、それに対する塚田氏の再反論があった場合も同様にさせていただく、ということだと思います。

安田氏の抗議以外の問題の方が実は学会としては大事なことです。塚田氏原稿の掲載をめぐる問題は学会自体の運営を再検討するきっかけとなりました。一つには諸会議での議事の明確さが求められ、きちんとした議事録を会誌に掲載する処置がすぐさま取られました。しかし、同時に会員諸氏の心の中にはそれだけが問題ではない、という気持ちがこもっていることは事実で、これを無視しては今次の問題から学会が学ぶべき意義の半分以上は失われるでしょう。植生史学会は研究会から発展して学会になってきましたが、未だ、学会としてのシステムがきちんと出来上がっていないことから起きたことの一つであるというのが正鵠を得ていると思います。その意味で、学会の改革を更に押し進める必要があると思っています。

今回、大幅な規約の改正を提案したいと思い、幹事会に対して改正案の検討を依頼しました。主たる内容は、会長、評議員の投票による選挙制への移行です。これまで学会役員は総会において選出という方法を採用してきました。研究会から衣替えしたばかりの学会では、研究会時代からの蓄積を生かした会の運営や事務局体制はだれでもが執れるわけではないため、事情のよく分かった人たちに事前に依頼しておいて総会で選出する、という形でした。しかし、今次の問題を契機に、執行部が内々で固まっているため、風通しが悪いのではないかと、という捉え方をされても仕方がない面が現れてきたように思われました。もう、学会としての基礎は固まったので、選挙で選ばれた会長の下での執行部編成、選挙で選ばれた評議員による学会活動のチェックを行うことにより、よりアクティブな活動が展開できるのではないかと思います。規約の改正は今年の総会になると思いますが、再び皆さんの叢知の結集を切に願います。次第です。

#### 査読者への謝辞

植生史研究第8巻に投稿された論文等は下記の方々に査読していただきました。記して御礼申し上げます。

植村 和彦      久保 純子      陶山 佳久      松下 まり子      守田 益宗  
紀藤 典夫      鈴木 三男      能城 修一      百原 新